



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp>

平成16年

8 AUG
月

№ 490



おちつき
活力あふれる
リネコ・ライフ
いいたて

飯舘牛の丸焼きと焼き肉に舌鼓

ー第22回いいたて夏まつりー

7月31日、「村民の森あいの沢」において『第22回いいたて夏まつり』が盛大に行われ、飯舘牛の丸焼きや焼き肉を楽しむ人たちで賑わいました。なかでも丸焼きは、600枚用意された前売りチケットと当日券が完売になるほどの人気で、飯舘牛を大いにPRするまつりとなりました。(記事14～15ページ)

地域自治組織の概要

『分権・分散型合併』実現の重要課題である「地域自治組織制度」についての概要が次のとおりまとめられました。

任意合併協議会で決定した理念を引き継いでいます

「100年の計」の考えから恒久的なものという位置付けです



現在の村役場は「飯館区役所」になります

合併特例法による“助役”相当の位置付けです

住民と行政が協働のまちづくりを図るための住民組織です

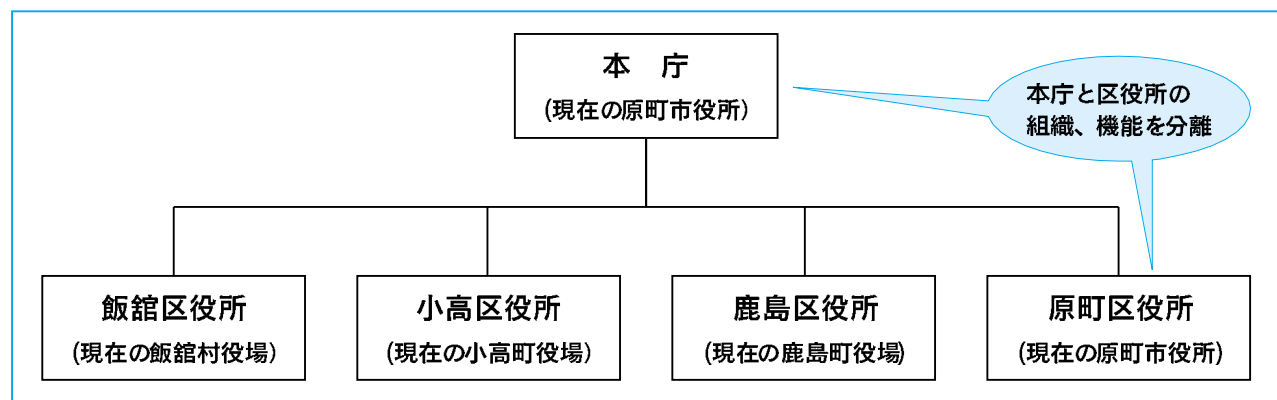
地域自治区の長とは別に、会長と副会長を置きます

10年を一つの目安としてみ直すこともありますが、恒久的なものという位置付けです

区長制度の見直しに際しては、地域協議会の意見を踏まえて判断します

区 分	概 要
理 念	①合併後もそれぞれの地域の自主性を尊重する、地域分権・分散型の合併をめざします。 ②地域の特性を残す、生かす、伸ばす合併をめざします。 ③地域が互いに補完しあい、貢献しあう地域間ネットワーク型の合併をめざします。
地 域 自 治 区	合併関係市町村の区域の全部に、旧市町村の区域を単位とする「地域自治区」を設ける
設 置 期 間	設置の期間は定めない
区 域	旧市町村の4地域とする
事 務 所	新市の本庁の事務所は、原町市役所に置き、地域自治区の事務所(区役所)は、現在の飯館村役場、小高町役場、鹿島町役場及び原町市役所とする
名 称	事務所の名称は区役所とし、旧市町村の名称を冠する「飯館区役所・小高区役所・鹿島区役所・原町区役所」
地域自治区の長	地域自治区の事務所の長に代えて特別職の区長を置く 任期は2年とし再任を妨げない 10年を目安として見直す
地 域 協 議 会	地域自治区に地域協議会を置く
委 員	地域協議会に地域自治区の区域内から市長が選任する委員を置く
定 数	委員の定数は、別に定める範囲内で、それぞれの地域自治区の状況に応じて設ける
任 期	委員の任期は2年として再任を妨げない
報 酬	日額の報酬を支給することとする
会 長 及 び 副 会 長	地域協議会に、会長及び副会長を置く
庶 務	地域協議会の庶務は、担当するそれぞれの地域自治区が行う
権 限	地域自治区が担当する事務に関する意見 地域自治区の重要な施策に関する意見 地域自治区内の各種団体等との連携 地域自治区に係る重要な条例に関する意見 地域自治区に係る建設計画の執行状況に関する意見 その他、地域自治区の運営に必要な事項
そ の 他	※地域自治区並びに地域協議会制度については、10年を一つの目安として見直すこともある。 ※本庁と区役所において、その組織、機能については分離する。 ※区長制度の見直しに際しては、地域協議会の意見を踏まえ判断することを基本とする。

本庁・区役所のイメージ図



▲5月に飯館村において開催された第5回合併協議会のようす

飯館村、小高町、鹿島町、原町市の4市町村による市町村合併は、これまでに7回の合併協議会を開催し話し合いをすすめてきましたが、この度、合併の期日や地域自治組織の概要などが決まりました。また、合併の重要な案件である「地域自治組織」、「新市建設計画」、「新市名称」については、それぞれ小委員会を設け、引き続き、専門的な協議を重ねています。さらには、職員による4市町村の事務事業調整も同時に進められています。

合併協議の大きなものは、新市建設計画の策定と合併協定項目の調整です。このうち、50ある合併協定項目については、これまでに33項目が提案

され、15項目が決定しています。

現在は、新市における旧市町村ごとの予算枠と重点事業についての協議が進められていますが、これらの調整が終われば、『分権・分散型合併』の大部分の内容が決まることとなります。

今回は、現在までに決定された事項や提案されている事項の中から、主なものについてご紹介します。

合併の期日 決定

7月15日の第7回合併協議会において、新市の発足日が、平成17年9月26日に決定しました。合併の主なスケジュールは下のとおりです。

合併のスケジュール

年度	平成15年度			平成16年度									平成17年度												平成18年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
月	1	2	3	~8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
内 容		法定協議会設置			住民説明会					合併協定調印	県知事へ申請			県議会の議決	知事決定	大臣へ届出	大臣告示	新市の発足	50日以内	市長選挙						市議会議員選挙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
																		9/26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

合併の期日が平成17年9月26日に決定

地域自治組織制度の概要などがまとまる

議員定数と任期

提案

現在、合併協議会に提案されている議会の議員定数と任期の取り扱いについては次のとおりです。

○在任特例

合併特例法により、現在の議会議員を9ヵ月間引き続き新市の議員として在任する。その間の議員報酬額は原町市の報酬額とし、その後の報酬額は、新市の特別職報酬等審議会に諮問して調整する。

○議員定数と選挙区

新市の議会議員の定数は30人とする。

新市の設置後、最初に行われる議会議員の一般選挙では、4つの選挙区を設ける。選挙区ごとの定数は、飯館村4人、小高町6人、鹿島町6人、原町市14人。なお、その後の一般選挙では選挙区を設けない。

新市の名称

提案

合併協議会が6月15日から7月20日にかけて募集した新市の名称は、県内外から3、204通の応募がありました。応募作品を見てみると、『南相馬市』や『野馬追市』、『新相馬市』、『行方市』などが多いようです。

新市の名称は今後、『新市名称等に関する小委員会』で候補をしぼり、最終的には8月12日に飯館村で開催される第8回合併協議会において決定される予定です。

新市名称の募集結果

地域	応募数	割合
飯館村	163	5.1%
小高町	317	9.9%
鹿島町	297	9.3%
原町市	1,511	47.1%
その他	916	28.6%
計	3,204	100.0%

※その他には記入もれ、無効も含みます。

今回の合併協議会
は飯館村
で開催

第8回合併協議会は、次のとおり飯館村において開催されます。

・とき

8月12日(木)
午前10時～

・ところ

飯館村公民館
2階「大ホール」

※傍聴される方は会議開始15分前までに
お越しください。

今回の協議会では、新市の名称や議員の定数及び任期など、重要な事項が協議される予定です。協議会とはなただも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

小委員会メンバーの声



地域自治組織に
関する小委員会

佐藤 隆明さん(上飯樋)

今回の合併により、今まで築いてきた飯館村の住民参加による地域づくりが決して衰えることがあってはならないと思います。そしてまた、新市においてもこのことが重要な課題でもあると思います。当委員会では、特に地域自治体の長の扱いについて、その役割や位置付けが重要であることから、大きな議論のやまであったような気がします。選任方法や地域協議会のあり方などについても課題が山積しているものの、理想的な地域づくりの好機到来になればと考えています。



新市名称等に関する
小委員会

松原 光年さん(小宮)

4市町村が一つになる事はすごく大変だと最近強く感じています。様々な検討事項がありますが、特に議員の在任特例を採用した経緯について報告します。在任特例を採用することで、9ヵ月間議員総数が75名になり、約9千万円の支出増になります。しかし、新市になり市長もかわり、職員の異動などが行われ、誰が安心した形でも新市を管理運営するとなると、好むと好まざるにかかわらず議員に期待する事になります。確かに、合併の最大のテーマは財政の効率化ですが、小委員会では、目先の財政効率化より新市のあるべき未来、地域の声を反映させることに全力投球していたとき、9千万円の増が決してムダではなかったと思える様な展開が必要と考えたところです。

全体説明会

(飯館村会場)

とき 9月1日(水)
午後6時30分～
ところ 飯館村公民館
2階「大ホール」

合併協議会では、4市町村を回り住民説明会を開催します。飯館村での説明会は次の日程で行われます。

説明会の内容は、合併に係る現在までの協議経過や新市の将来像、合併した場合と合併しなかった場合の財政シミュレーションの比較などを報告する予定です。

全体説明会には、4市町村の首長も出席しますので、多くの村民のご参加をお願いします。

○全体説明会

2つの住民説明会に
ご参加ください

○地区説明会

また、村では下記のとおり全ての行政区で地区説明会を行います。

地区説明会には、村長も出席し村における合併に係る現在までの協議経過や合併した場合と合併しなかった場合の財政シミュレーションの比較について新しいデータを用いて報告する予定です。



▲昨年の合併地区懇談会のようす

市町村合併に係る住民地区説明会日程

区	行政区名	とき	時間	ところ
1	草野	8月25日(水)	午後6時30分 ～ 午後9時00分	草野会館
2	深谷	8月26日(木)		深谷集会所
3	伊丹	8月27日(金)		伊丹沢集会所
4	関沢	8月28日(土)		関沢ふれあいハウス
5	小宮	8月31日(火)		小宮コミュニティーセンター
6	八木沢・芦原	9月6日(月)		八木沢・芦原集会所
7	大倉	9月7日(火)		大倉デザイン学校
8	佐須	9月8日(水)		佐須集会所
9	宮内	9月9日(木)		宮内公会堂
10	飯樋町	9月10日(金)		飯樋町集会所
11	前田・八和木	9月13日(月)		前田中組集会所
12	大久保・外内	9月14日(火)		大久保前組集会所
13	上飯樋	9月15日(水)		上飯樋集会所
14	比曾	9月16日(木)		比曾集会所
15	長泥	9月21日(火)		長泥コミュニティーセンター
16	蕨平	9月22日(水)		蕨平自治公民館
17	関根・松塚	9月24日(金)		関根・松塚集会所
18	白石	9月28日(火)		白石集会所
19	前田	9月29日(水)		前田公民館
20	二枚橋・須萱	9月30日(木)		二枚橋会館

○説明会は、ご自分の行政区と違う場所への参加もできます。ぜひご参加ください。

○上記日程は、都合により変更する場合がありますのでご了承ください。